

封禁・開採・弛禁

——清代中期江西における山地開發——

上田 信

- はじめに
- 一 封禁山
- 二 開採論
- 三 封禁から弛禁へ
- 四 生態環境と知覚
- おわりに

はじめに

中國二千數百年の王朝史において、「盛世」と稱される時期は四つしかない。漢代の「文・景の治」、唐代の「貞觀の治」と「開元の治」、そして清代の康熙・雍正・乾隆三代百餘年の時期である。最後の盛世は一八世紀なかばに「盛世滋生」とも稱される繁榮を謳歌したのち、世紀末に勃發する嘉慶白蓮教亂を契機として終息し、中國の社會・政治體勢は混亂と變革の清代末期へと轉がり落ちて行く。一九八〇年以降の研究の上に概論を展開している岸本氏の整理⁽¹⁾によれば、一八世紀なかばは經濟的にも好況の時代であるとされる。

一六世紀の繁榮期には都市だけが繁榮し農村が窮乏していたのに對して、清代中期の好況は、耕地價格の急上昇をと

なう農村中心のブームであった。耕地價格が高騰すると穀物價格も上昇し、連鎖的にその他の物價も上がり始めたのである。この時期の食料價格の上昇の背景として、岸本氏は歐米と中國とのあいだの交易の活發化と經濟上昇局面にともなう人口の増大との、二つの要因を掲げる。海外との交易と人口の増加とは需要を喚起して、さらなるインフレーションを招き、商業活動を活性化させる。人口増加は既存の地域社會における人口壓を高め、山地や省境へ移住するものを増加させた。商業活動の活性化は、商業資本を邊境とされた地域にも行き渡らせ、移住先での商品生産を可能とし、山地に「廠」と呼ばれる各種の作業場が形成された。移住民の多くが、トウモロコシやサツマイモなどのアメリカ大陸原産の作物を食料としながら、山地・省境における開墾と商品生産を擔つたのである。

しかし、傾斜地における耕地擴大と商品生産とは、土壤流出をもたらした。環境の劣化は、トウモロコシなどの價格の高騰を招き、多數の勞働力を必要とする作業所の經營を困難にした。作業所が閉鎖されると、山中に大量の失業者が滞留することとなる。この山地における社會經濟上の行き詰まりが嘉慶白蓮教反亂を引き起こす要因の一つであったことは、すでに鈴木中正氏が指摘し、その後の研究によっても裏づけられている。

清代中期の「盛世」を終息させたものが、生態環境の限界であったことは、暗示的である。一九八九年のいわゆる天安門事件のあと、ひたすら經濟成長に人心を傾けさせることで達成された現代中國の繁榮を、五番目の「盛世」と稱える論調がある。そしてこの「盛世」もまた、一九九七年の黃河斷流や一九九八年長江・松花江の大洪水、二一世紀に入ってから顯著となった華北平野の地下水枯渇などに示される生態環境の變調と向き合わざるを得ない。歴史研究が常に現在という時間に軸足を置くべきものであるならば、私たちは清代中期の「盛世」における生態環境の歴史に無關心ではおられないであろう。

歐米との交易、人口の増加、トウモロコシなどの普及などの複數の要素は、相互に密接に連動しながら一八世紀なかばから一九世紀なかばにいたる變容をもたらした。筆者は、この長期にわたるプロセスを把握するために、システム論的な

視點を導入する必要があることを指摘した。さらに、生態環境の領域を視野に納める必要を論じ、その道筋をつけようと努めてきた。しかし、これは變容を理解しようとする道程のなかばにすぎない。さらに先に進むためには、この變容のただ中に生きた人々がこの變容をどのように認識し、どのように對應してきたのかを明らかにする必要がある。ひとつのまとまった生態環境に對して、人がどのような振る舞いをするのか。この點を解明するためには、環境そのものもつ知覺情報に着目する必要がある。

數少ない先行研究の一つとして、ダンスタン(Dunstun)氏の論考⁽²⁾を擧げることができる。「十八世紀の中國における環境問題に對する官僚の見解、および國家の環境に對する役割」と題されるその論考のなかで、まず儒教の素養を身につけた行政官の用語には、近代の「環境」に相當する言葉はなく、廣い意味で近いものとしては「天・地・人」があるとする。こうした事象の宇宙論的な關係性のなかで、官僚たちは人はその秩序を亂せば天地から警告を受けたり罰せられたりすると考え、環境上の災害を人の反則と怠慢に起因するとした。ダンスタン氏は數名の官僚が示した環境に對する配慮を検討し、その限界を指摘する。

特に陳弘謀については、雲南における山林保護政策と江西における山地開發論を取り上げている。雲南の政策に對するダンスタン氏の最終的評價は、陳の環境問題に對する警告は適切ではあるが、その生態學的な分析には限界があり、陳が提起した對策もまた、土壤流失の危險性に對する認識を缺き、それを防ぐ手当てを缺くものであったというものである。江西については、森林に對する陳の懸念は、儒教の人間中心的な基礎に立脚するものであったため、人口壓に抗することではできず、中央政府が示す開發への志向に迎合することになったと述べる。

ダンスタン氏の論考は、現代の環境問題の枠組みに基づいて一八世紀の中國官僚が抱える限界を浮き彫りにしようとする姿勢が見られる。その結果、生態環境を開發するのか保全するのかという座標軸の上に、個々の官僚を位置づけてしまった。こうした研究姿勢は、ダンスタン氏に限らず、環境史研究にしばしば見られるものである。しかし、環境科學が確

立しておらず、環境保全が意識されていない社會について、環境問題に關する現在の到達點から裁斷することでは、その時代に對する理解が深まることはない。その時代を生きた人々が具體的な空間や生物などに對して採った判斷や行爲を相對的に關連づけることよつてのみ、その時代に固有な「環境問題」の構圖を描き出せるであらう。

本稿はダンスタン氏も言及している江西省の一塊の山地を對象にして、同時代人の記述のゆれを讀みとり、空間に對する知覺情報という課題を掲げる。生態環境への對應は、山地開發を全面的に禁止する「封禁」、開發を積極的に推し進めようとする「開採」、そして現狀を追認し、山地への流入を消極的に容認する「弛禁」という三つの極のなかで搖れ動いた。それぞれの對應および論調を支えた知覺のシステムを、行政手法との關連のなかで明らかにして行きたい。

一 封 禁 山

江西省廣信府の上饒縣と廣豐縣にまたがる山地は、かつて封禁山と呼ばれていた。銅塘山という地名があるものの、明代中期の十六世紀前半から清代後期の同治八年（一八六九）にいたるおよそ三百年ものあいだ、王朝の政策として封禁され、一貫して開發が抑制されていたために、この通稱が成立したのである。

明の正統年間（1440-1456）に福建に端を發した鄧茂七の亂は江西にも波及し、葉宗留・楊文らが呼應してこの山中に盤踞した。彼らは山内に豊かな資源があると宣傳し、利をもつて人を誘い入れ、ながらく勢力を保持した。山嶺は武夷山脈に連なり、江西と福建との省境に位置し、しかも江南地域と嶺南地域とを結ぶ交通の要衝を見下ろす。王朝としてはこの山地が反亂者の手中にあることを見過ごすことはできず、治安を修復したのちに、封禁とした。

明代に施された封禁策は、清代に入ると順治十年（一六五四）に追認され、繼續されることとなった。⁽³⁾ 江西巡撫の蔡士英が工部からの諮問に答えて出した「封禁山疏」に引かれる布政使と道臺の報告文には、次のようにある。

今、一旦輕々しく開採（耕地を開いて、森林資源を採ること）を提言すれば、謀反者の謀略を呼び込むだけとなる。しか

も山のなかで産する木材は、腫れあがつた樗（ニワウルシ）や櫟（クヌギ）に過ぎず、利用できる木材はもとからない。その上、山は切り立ち峻険であり、猛獸が群がって棲息し、山間の溪流は交通には使えず、道路は屈曲している。開採は百害あつて一利もないだけでなく、いたずらに仲違いを挑発する恐れがあり、實效はない。

巡撫の蔡は實際に現地に赴いて視察した上で、封禁山の状況について山地が急峻で、溪流が外部の河川に通じず、猛獸が多いことを再び指摘し、古くは唐代の黃巢の亂のときにもこの地が被害を受けたことを記す。⁽⁴⁾

山の周圍百里のあいだ人煙が途絶している。産するものは良材ではあるものの、人は登攀に苦しみ、木は河川に出ることが難しい。しかも産するものは松・楓・樗・櫟に過ぎず、棟や梁になるものはない。もし開採をひとたび行えば、いたずらに金銭を費やし、實際の役にはたたないことは、なおも指摘しておかなければならない。とやや具體的に述べている。

これらの記述から、銅塘山に明代に設定された封禁を解除して、山地の資源を利用しようとする意見が清初に存在していたことを窺い知ることができる。この議論に對して、封禁の維持を主張する理由が、二つの側面から論じられている。一つには、地形が複雑で省境に位置するために古來から治安を保つことが難しく、亂を起こした勢力の據點となりやすいことがある。第二には森林資源の採取では、開採に伴う支出を補うほどの利益を望めないという點である。さらにこの封禁策の特色として、國家的な次元でこの山地の開採を制約しようとしている點を、指摘しておかなければならない。

本稿で取り上げる銅塘山では、省レベルで封禁が弛禁かが問題となり、巡撫が責任者として登場するところに、一つの特徴がある。急峻な地形のために封禁策が明代に採られたときに、省境に位置していたため、主に治安維持の面から開發の是非が問われたことなどが、その理由と考えられる。議論は常に中央に上奏された。したがって、議論の行方を探ることとて、清朝が國家として山地開發に對して示した姿勢を読み取ることが可能となる。

雍正の初年に再び銅塘山の封禁をめぐる議論が、地方行政官の上層部のなかで展開される。總督の查弼納は封禁の解除

を提起したのに對し、雍正帝は江西巡撫の裴率度に意見を具申するように命じた。裴は雍正三年二月に「爲講陳封禁山情形、伏祈睿鑒」という上奏を提出し、そのなかで、江西省のいくつかの地域では棚民が流入して社會的な問題に發展しうであるものの、封禁山とは遠方であるために直接の交渉が生まれることはなく、流匪が偶然に集まることはあつても、巢窟になるような事態はいまのところ見られないと述べている。さしあつての危機的な状況はないと指摘したのちに、さらに詳細な現地調査に基づいて、以下のような見解を具申する。⁽⁵⁾

再び封禁の地を調べたところ、上饒縣の境界内にあり、耕地・用水池〔に課せられた税糧は〕合計して七十餘石になり、おおむね耕作と居住を禁止し、その税糧は縣全體に割り當てて完納している。先の明から引き繼がれて、今に至るも異ならない。山地は封禁されてはいるものの、糧は完納されており、税糧負擔がない耕地ということではない。臣が江西に赴任して聞くとすると、封禁の名目があり、詳しく現地を視察してみたところ、「山地を」開けば問題が生じ、禁止すれば安寧が保たれる。「封禁が」受け繼がれて慣例となつてゐることには、根據が確實に認められる。ただ單に、銅の採掘、木材の伐採が内實を伴わず、匪を招くことになるので開くべきではないというだけでなく、そのなかの耕地はもともと天朝の内地の版圖であり、賦額も缺けることはない。現在の地方の安寧にとって、そのままにしておいたほうが何かするよりも良い（原文——一動不如一靜）。もつて「山を」開いて「税收を」増やそうとすべきではない。

この上奏に對して、雍正帝は「まさに開くべきものであるならば先例に囚われてはならず、まさに禁すべきものであるならば、ためらつてはならない。もし「上奏に」利を貪り功を圖ろうとする意志がなく、地方のために利を興し害を除こうとしているのであれば、何事も爲してはならないということはない」と朱筆を加え、封禁の繼續を認めている。雍正帝の意圖が、前代から封禁されているから封禁を繼續するといった先例に拘るのではなく、その時々状況に應じて、調査に基づいて判斷しようとするものであつたことは、注目に値する。

乾隆帝による治世が始まると、中央の爲政者のあいだでも食料價格の高騰が問題として意識され、天然資源の開採が提唱されるようになる。山地などの潜在的な資源の開発を明確に打ち出したものが、乾隆七年六月二十七日に内閣に對して出された上諭である。これは一八世紀なかばに中國各地で展開した山地開發の起點に位置づけられる上諭であり、その影響は巡撫などを介して各地に波及した。

上諭は冒頭で『周禮』天官から九職のうち三農・園圃・虞衡・藪牧を取り上げ、天下萬世のために十分な物資の供給をはかる爲政者は、ただ農業ばかりではなく、穀物以外の草木を育て、山林や川澤の資源を開發し、鳥獸を繁殖させる役割も果たさなければならぬと、地方官僚の使命を示す。その使命を果たすためには、それぞれの土地の利に因り、民を圃に任じて園藝・果樹を栽培させたり、牧に任じて畜産を行わせたり、衡に任じて山仕事を擔わせ、虞に任じて川澤での仕事を任せ、山林・川澤・丘陵に住む民には、山林・川澤・丘陵の利を得るようにさせなければならぬと地方官僚を叱咤する。こうした耕作地以外の天然資源の開発を皇帝みずから指示する背景について、上諭は次のように述べる。^⑦

國家の平安が續き人口が日ごと殖えている。「人民が」生き扶養することに資する源は、速やかに講じないわけにはいかない。貧しい民は利に赴くこと疾走するかのようである。またどうして怠けたりするものであろうか。山林川澤、天地自然の利を擧げて、捨て置くようなことがあろうか。疎闕（資源開發）の初めには、豪強がすでに群れて赴いて争い、管業（産業として成り立った）後には、奸民がまたさまざまな手段で損なうために、地方の役人は、つねに資産を些細であると見なして對策を採らない。これが業がむしろ荒れるままになっている所以である。

天然資源の開発が必要になっており、人民の側にも強い要望があるにもかかわらず、地方官僚が開發前後の混亂を恐れてあえて着手しない、と問題點を指摘する。この上諭の直接の對象となつたのは、總督・巡撫である。これらの高官は赴任した地方で、土地の特質に應じて政策を立て、時機を逃すことなく運営し、すでに開墾されて資産となつているものには保護を加え、まだ開拓されていない土地について、さまざまに計畫を立てて、土地と民力に無駄がないようにする責務が

あるとした。

この乾隆帝の上諭を承けて、順治年間に示された銅塘山での封禁の繼續に對し、正面から反論を提起した官僚が、乾隆六年九月から八年十二月までのあいだ江西巡撫の任にあった陳弘謀である。彼はその江西での仕事を解かれ、翌乾隆九年正月に北京へと戻ったときに、「山林の利を開採して、以て民生を養うを請う」という表題の上奏を書き表した。⁽⁸⁾

ひそかに惟うに、盛世滋生のために戸口は日ごとに多くなり、小民の衣食の源泉は早急に對策を講じなければならぬ。我が皇帝陛下にあらせられては寢食を忘れて勤勉に求められ、骨身を惜しまずに怠ることがない。特に「山澤の利を廣げ、地に因りて宜しきを制し、時に及んで經理し、民の日用と飲食とを籌するを爲すに非ざる無き事」との上諭を下された。

という一節で始まる上奏は、續いて廣信府について銅塘山の開採および玉山縣の鉛鑛の採掘という二つの開發促進策を論じる。銅塘山について、

廣信府に銅塘山あり、上饒・廣豐の二縣に位置し、周圍は數百里ある。明代の正統年間に奸匪が盤踞した。賊が平定されたのち、ついにこの山をことごとく封禁にした。因りて名付けて封禁山と言う。それよりは耕作・採掘・放牧ができる土地は、すべて麕（ムササビ）・麝（イタチ）・麋（カモシカ）・鹿（シカ）の生息地となつてしまった。私は江西に赴任して世論を取材したところ、みなこの山は解禁して窮民に恩恵を施すべきであるという。

と述べる。封禁論者とは異なり、銅塘山に富を生み出す可能性を認め、弛禁を求める世論があることを指摘している。陳は前年の乾隆八年の三月に銅塘山を管轄する道臺・廣信知府ならびに上饒知縣・廣豐知縣などを伴つて現地に入り、實地に見聞した。その調査に基づいて、銅塘山に對して次のような認識を持つに至る。

もし封禁を弛めることができれば、民が境界（開發地區の範圍）を決めることを許す。開採が始まれば、まず竹木を伐採させれば、竹木が盡きたら其の地は耕作が可能になる。水があるところは水田にすることができ、水がないと

ころは畑地にすることができ。十年後にしだいに豊穰になつてから、税糧を納めさせる。これ（穀物生産）以外の麻・藍・野菜・果樹の栽培は、均しく利をあげさせて生計の足しにさせるべきである。さしあたりは開墾者を招くときには、かならず本地の良民を選び、誓約書を提出させ、外來の惡黨どもが混入することを許さない。

陳弘謀は多様な地形を読み解き、それぞれの土地に栽培可能な作物を提起している。ここで挙げられている藍は、リュウキュウアイ [strobilantes cusia] であり、日本で藍染め用に栽培されているタデアイとは異なり、山間の傾斜地にも栽培が可能である。藍と麻とは江西の山地では明代にはすでに栽培され、のちに言及する九嶺山の棚民たちも主にこれらの商品作物の生産に従事していた。要約するならば、山林を伐採し、次いで「本地良民」すなわち現地に定住している住民を対象に入植者を募集する、開墾当初は免税として收穫が安定する十年後をめどに課税するという段階を踏むということになる。開墾者は本地の住民に限定しようとするところに、陳の開墾策の要點がある。

こうした本地良民による開發という方針は、銅塘山の弛禁と併記される廣信府の玉山縣に所在する鉛鑛山の採掘に関する陳弘謀の上奏に、いっそう明確に提示されている。

〔鑛山の經營にあたっては〕本地の殷實な良民を慎重に選んで硎頭（鑛坑の責任者）とし、本地の民夫を募集する。開採は本地の民を以てして、本地の廠を開設すれば、〔鑛山労働者の〕來歴が不明になる恐れはない。江西はもともと米の産地であり、本地の労働者が本地の米を食べるのであれば、米價が高騰する弊害もない。また、勞賃を〔政府が〕支給せず、民間で出資して開採するようにさせれば、利があれば〔労働者が〕集まり、利がなければ去るため、集めるのは容易だが〔閉山したときに〕立ち去らせることが難しいといった弊害もない。

この陳弘謀の政策を特色づけるものは、徹底した現地の住民がもつ資力と勞力に基づいた開採論である。これを本稿では、陳の言葉を用いて本地主義と呼ぶことにしよう。こうした彼の政策は、どのように形成され、どのような裏付けを持ち、そしてどのように展開されたのか、陳弘謀が地方を治めたときに記した文章を集めた『培遠堂偶存稿』に基づいて跡づけ

て行く。

二 開採論

順治年間の封禁論と陳弘謀が提出した開採論とを比較してみると、封禁論では銅塘山について「山は切り立ち峻険であり、猛獸が群がって棲息し、山間の溪流は交通には使えず、道路は屈曲している」と記述するにとどまるのに對し、陳弘謀の弛禁論における山地に關する記載は詳細であり、地形の差違に應じて開採や耕作が可能であり、山地という條件下でも導入する作物を選べば富を産み出しうることを指摘する。このような陳の議論は、彼が江西巡撫を務めたあいだに培った行政手法に支えられている。

乾隆六年十月に江西に赴任した翌月、陳は知府・知縣に對して「飭畫輿圖論」を出し、各地の詳細な情報の収集・整理を求めた。⁽⁹⁾ そのなかで、舊例では各官が任地に到着すると、地方志などの誌書や行政上の事項を記した帳簿のほかに、その土地の地形を受け取り、管轄の行政區域内の地勢や状況を把握することになっていた、しかし、現在ではこの地圖の作成と提出とが形骸化し、役所に所藏されていた舊本をそのまま引き寫すだけで、現状を反映しなくなり、誤った情報をそのまま残すなど、ほとんど廢紙同様になっている、と問題點を明確に述べている。的確な行政を行うためには、正しい状況認識が必要であるとの考えから、陳はこの論を受け取ったら早急に調査を行うよう指示し、輿圖の形式や記載の方法についても、一一の項目に分けて具體的に提示している。

江西巡撫在任中に陳が編み出したもう一つの行政手法は、「地方事宜」（地方の事柄）を配下の知縣に提出させるというものである。これは「飭畫輿圖論」と對をなすもので、輿圖が視覺的に地方の情勢を把握する方法であるとすれば、「地方事宜」は言語的に認知する手段となる。乾隆六年十一月に出された「諭各屬登覆地方事宜」⁽¹⁰⁾では、合計三二項目にわたって報告すべき項目が掲げられ、二ヶ月以内に州と縣から回答を巡撫ならびに所屬する府に提出するように期限を切つて

いる。山地に關する項目としては、第二三番⁽¹¹⁾

該屬に流寓する棚民の有無、現在は安靜であるか否か、あるいは凶を行うものが匪となり、寮を焚き、捏告するなどのことがあるか否か、どのように稽查し約束をなしているのか、設けるところの棚長および山主・地主が、ともによく法を守り實力で編査しているのか否か。

と問ひ合わせている。

地方事宜の報告させようとする陳の試みの結果は、満足できるものではなかつたようである。乾隆七年七月に出された「再詢地方事宜論」では、半年前の問ひ合はせに對して回答は陸續と戻つてきたものの、現狀を踏まえて各條項に對應させたものはわずかに十のうち二・三に過ぎなかつたという。現狀にそぐわないもの、以前から通用していたことを繰り返すだけで、現在はどのように運用しているのか言及しないもの、數値がでたらしめのものなどが少なくなかつたらしい。

再度の問ひ合はせでは、棚民に關する事項を繰り返しているほかに、山地に關して第七條に次のような新しい項目が立てられて⁽¹²⁾いる。

境内の高阜の山田は、おおよそ「州縣の耕地面積の」十分の幾つか、幾何の都里に係るか、……高阜は或いは塘池を開いて以て灌漑に資するか、あるいは礮礮を砌んで以て冲決を防ぐか。歷年に山水の冲壓するの事の有無。

この項目からは、山地の開發に向けて必要な情報を得ようとする方針を読み取ることができる。

陳による地方事宜の命令は、單に實狀の報告と言うだけに止まらず、各州縣の行政擔當者などに、具體的な對策を促すことにもなつた。例えば、雍正年間すでに廣東・福建および江西省南部から棚民が流入し始めていた奉新縣では、乾隆九年に棚民が山地に分散して居住していることを問題として認識し、山主に責任を持たせて十家ごとに身元保證を行うようにさせ、もし匪類が潛入したときには、すぐに報告させる仕組みを作ろうとしている。これは明らかに、山地の土地保有者である山主が、實力で棚民を調査・取り締まりを行っているかという陳の諮問に應えようとするものである。報告を

出させることで、州縣に質問内容に沿った對應を迫るところに、この「地方事宜論」の特色を見いだすことができる。

江西省で行政を行うなかで培った陳の行政手法は、次の任地である陝西省において全面的に發揮されることとなった。こうした行政手法の展開過程について、ロウ氏は次のように整理している。陳弘謀の行政は單獨で行われたものではなく、乾隆期に清朝の全域で進められた地方行政を改良しようとする動きのなかで進められた。その要點を當時用いられた、陳の文章にもしばしば現れる言葉に従って整理すると、「利弊」という行政用語に集約される地域の生態環境や社會環境に關する詳細な情報収集、人民を物質・精神兩面で向上させようとする「教養」と呼ばれる施策、「興除」と稱される民衆の生活に及ぶ改革、地方官を人民に接近させる「親民」、そしてこれらの行政の達成度を評價する「考證」という五つの項目になる。陳はこれらの指針に基づいて、まず乾隆三年にはじまる天津での分巡河道という職務に取り組んだ。そこで縣レベルの下級官に宛てた書簡の中で、「教養」という問題を、地方官がその管轄區における「利弊」を詳細に調査すべきであるとの提案と結びつけて捉えている。⁽¹³⁾「利弊」という情報収集を行政の軸とする手法は、江西省で具體化され、さらに陝西省で實行に移される。

陳の行政全般についての特質の分析はロウ氏の研究に譲るとして、本稿では山地の開発に焦點を絞る。江西省では着任してから「飭畫輿圖論」と「地方事宜論」をまとめるまでのあいだに、しばらくの時間を必要としたのに對し、陝西省では赴任早々に「諮詢地方利弊論」と「飭畫輿圖論」とを立て續けに出している。任地の状況を的確に捉えるという陳の行政手法は、その後も巡撫に着任するたびに繰り返されている。江西で試みた手法が有効であったと彼が判斷し、江西省で作成した文案を下敷きにしたために、着任直後に二つの論を出すことが可能になったのであろう。

しかし、その項目を細かく對應させると、彼の着眼點の變化をあとづけることが可能となる。江西省で出した「飭畫輿圖論」の第一〇條では「山勢は大概を畫くに止め、〔山地の〕名目を列出し、起止（山地の起點と終點）を考定する。その他の〔地形の〕高低や形勢は、必ずしも細かく畫くにおよばず、必ずしも多く填ずるにおよばず」とあるものが、二

年半後の陝西で出されたものの中では、「起止を考定する」のあとに、「並びに土山・石山、有樹なるものを註明し、描き入れよ⁽¹⁴⁾」という一節が挿入されている。この變化からは、陳が江西省の行政を擔當していたあいだに、山地の地質や植生を把握する必要に氣づいたことを窺い知ることができる。

「咨詢地方利弊論」もまた、江西で出された「地方事宜論」を發展させたものである。山地に關しては、次の一項⁽¹⁵⁾が増えている。

管區内の山腹や稜線沿いに耕作が可能な土地があるか無いか、耕作していると報告したものは、どのようにして耕作を認められたのか。いかにして監査して圖面と照らし合わせ、もって「土地の」占據を隠したり爭奪したりする事を防ぐことができるのか。どのようにして個別に課税を免除して、もって開墾を鼓舞するのか。耕地の賣買には、「找」を告げる、「贖」を告げるといったことがあるのか無いのか。もつてどのように「斷」となるのか。まさにいかに法を立てれば弊害が生じることを防ぐことができるのか。

ここで「找」とあるのは、土地の賣買に絡んで土地の使用權を期限付きで相手に渡したとき（活賣・典賣）、さらに足し前の金錢を求めることであり、それがかさむと使用權は完全に相手に移ることとなる。「贖」とあるのは、使用權が回收できようになる時期や條件。「斷」とは使用權が完全に相手方に移り、元の土地所有者のとの關係が斷絶することを指す。山地の開発に關して、土地の權利關係を明確にする必要性を、陳が強く認識するようになったことを、そこから窺い知ることができる。

陳弘謀の山地利用に對する政策は、江西省における行政經驗を基礎にして、陝西省で確立したと見ることができる。地方官は管轄區域を巡行して地域の振興と弊害の除去を行うとした戸部の指示に基づいて、陳は乾隆十年正月に「巡歷鄉邨興除事宜檄」を出した。このなかで陳は、戸部のガイドラインを超えて、知州・知縣などが各地で會合を召集して、陳が示した二四條の項目について現状と將來の見通しを綿密に調べるよう求めている。⁽¹⁶⁾このなかで山地に關しては、第五條

「開墾荒地」、第六條「廣行蠶桑」、第八條「廣植材木」といった三つの條項が立てられている。この「興除事宜」はその後にも改訂され、陳が二度目に陝西省を治めた乾隆十三年九月に出された「興除事宜示」では、項目によっては陳自身の認識の深化と行政の成果とを反映して、いっそう具體かつ詳細な内容となっている。なお、「廣行蠶桑」の項で陳弘謀が推奨している山蠶つまりサクサン〔學名：Anerea pernyi〕による産業振興策は、そもそも私が陳に興味を抱く契機であったのではあるが、すでに論じたことがあるので、ここでは繰り返しを避けたい。

「開墾荒地」においては、山地の積極的な開墾を奨励する。山地では土地がやせ、連年つづけての耕作ができず、數年後に收穫がなくなる可能性がある。そのために開墾して登記すると、税糧を治めることができなくなることを恐れ、耕作を放棄したり開墾を見合わせたりすることが少なくない。陳は乾隆二年に出された上諭に開墾した荒地は免税とするとあることに基づき、開墾を控える必要がないことを地域住民に周知させるように求めている。改訂版ではさらに具體的に、陝西省では五畝以下の土地は永久に免税とし、五畝以上は瘦せた土地二・三畝を一畝に換算して、十年後に錢糧を納めさせることとしたと述べている。土が薄く穀物の栽培には適さないところでは、果樹を植えることを勧めている。

乾隆十年で「廣植材木」とあったものは、乾隆十三年には「山澤美利」と項目の名が變更され、その内容も擴充されている。「廣植材木」では、それぞれの土地に合った樹木を植えることが、奨励されている。陝西省は山地が多い。その山林は雜然と生い茂っており、造林することはできず、また柴薪も需要されていない。木材を伐採して賣り出そうにも、運搬に困難があり、利用價值がない。ただこうした高い山や急峻な嶺では、樹林が繁茂し、そのなかに藥材やタケノコ、キクラゲ、キノコなどが少なくない。食用になるばかりか、販賣することも可能である。山地の住民は耕地が狭く衣食にも困難があるが、山林の物産が恒産（生活のより所となる安定した資産）となる。そうした山地の物産を採取するとともに、利用方法を學習して生計を擴充することができであろう。

陳は山地の利用方法について、地域に応じて細かい指示も出している。「廣植材木」では陝西省北部の黃土高原に位置

する延安と榆林の一帯では、生態環境が植物の生育にとって厳しいために植樹は困難であり、民居も黄土を用いた窑洞とである。しかし、山麓の水邊では樹木を植えることが可能であり、木々が育てば家屋の建築資材ともなり、まだ賣却して錢を獲得することもできると、實狀に對する詳細な觀察に基づいて、その指示はきわめて具體的である。「山澤美利」では、各地の狀況に關する情報はいっそう充實し、例えば陝西省北部の同官縣・宜君縣、省南部の興安府など、さまざまな藥材が山地で採取できることを指摘している。

「巡歷鄉邨興除事宜檄」ならびに「興除事宜示」にみられる山地開發論に共通してみられる點は、地域住民に現金収入ももたらす資源として、山地を見ているということである。ロウ氏が整理するところによれば、陳の課題は乾隆期における人口急増に對し、帝國として増大した人々をいかに養うか、ということであつた。これは、彼の才能を活かした乾隆帝自身が自覺していた清朝にとって緊急な課題でもある。陳が出した處方箋は、儒教に基づく傳統的な農本主義ではない。商業活動を促進させて人民に購買力を持たせることで、「食」の問題を解決しようとするものであつた。その經濟政策は自由放任ではなく、適切に市場に介入しつつ商人の自由な活動を課題に向けて組織化していこうとするものであつた。山地開發についても、單に耕地の擴大が目指されただけではなく、さまざまな森林資源を活用し、産業として成り立たせようとするものである。山地の自然植生を活用するために、山麓の導入が圖られたのも、こうした文脈に位置づけて、はじめて理解が可能となる。陳の言葉を繰り返すならば、山地を「恒産」にすることが、彼の山地開發論の要點であると要約することが、可能であろう。

乾隆後期、十八世紀後半にはいると、中國内陸部の山地で展開した事態は、陳弘謀の意圖したものとは大きくかけ離れていた。なぜ、清朝は開採による山地の恒産化に失敗したのか、検討を加えていく必要がある。

三 封禁から弛禁へ

江西省の封禁山での開採を認め、山地の地域住民による恒産化をはかった陳弘謀の提案は、その後、この山地が隣接する福建省・浙江省をも巻き込んだ議論へと發展し、現地における檢分を経て、結局は受け入れられることはなかった。明代中期から續いてきた封禁を解くことは、前例を重視する傾向を持つ官僚からすれば、かなり大きな決斷を要するものであったと想像される。その決斷のために何らかの問題が生ずれば、決斷を下した官僚の責任が問われる。もし決斷しなかったために問題が生じて、それは彼の前任者が決斷しなかったためだと責任を回避、あるいは輕減させることができる。官僚機構が不作爲を生み出しやすいことは、歴史を超えたシステマ的な缺陷であると見なすことができる。

陳が開採と呼んだ積極的な開發を企畫し、實施することも、困難を伴った。いったん開採を決定したあと、もし山地に危惧されていたように不法の輩が流入し、治安のうえで問題を生じるようなことがあれば、その責任を追求されることは間違いない。官僚の特質を考えると、當時ですでに二百年あまりも續いていた封禁策の重みは、動かし難いものがあった。實際に陳自身も、江西巡撫の任から離れたときに開採を提案している。當時、數えて四十九歳となり、官界で苦境に立たされた經驗を持つ官僚の、したたかな計算も働いていたようにも思われる。

陳弘謀が開採論を上奏してからおよそ十年後、廣信知府の五諾璽が提出した「請罷弛封禁山議」は、乾隆十九年十一月十二日から二十一日にいたる現地視察に基づいて、銅塘山に對する封禁策の再確認を求める内容となっている。その要點は、五の言葉を借りて言うならば「これまでずっと封禁となっていた理由を考えてみると、野に開くことのできる耕地がなく、産すべき利がない、さらに深山窮谷はまことに垢を藏し汚れを納める所となるからである」ということになる。これは陳弘謀の開採論以前から繰り返されてきた封禁論の根據と同じものではあるが、五はそれを裏づけるために詳細な數値を擧げている。

實地調査に基づいて、五は弛禁が損失が多く益が無い理由を五箇條に分けて論じている。まず最初に、弛禁となれば、必ず外地から民を招いて開墾を認めることになり、それが治安を悪化させる情勢をもたらすという危惧を擧げる。開拓する力がある本地の家は、銅塘山の開發が容易ではないことを知っているために、有用の財を深い谷に捨ててするようなことはしない。窮乏した流民が開墾を擔うことになるという豫想が、その背景にある。換言すれば、陳弘謀の開採論が目指した本地主義が、實行不可能であるということになる。弛禁すべきではないという議論の第二點として、銅塘山を開墾しても得るところが少ないこと、第三點として、開墾するとしたら外地の貧窮者には初期投資できるゆとりがないために、官がその資本を投入せざるを得ず、また治安維持のために兵員を増員する必要も生じる、有用の國費を回收がおほつかない事業に充てるべきではないと論じる。第四點として問題となつてゐる地域が僻地であるため、殺人や強盜などの事件が起きても對處できないとする。

五つの論點のなかで、陳弘謀の開採論との關係で注目する議論が、最後に述べられている。⁽²¹⁾

廣信の土地は狭くて小さく、なお江西省のなかでも瘦せた地區である。一年のあいだに産する米穀は一年の食をまかなうことができず、外からの搬入に頼り切つてようやく救済されている。ひとたび弛禁すれば、荒地では必ず「人を募つて」開墾させ木材を伐採させ、必ず商人を數多く招くことになる。雑多な人が假に千人ほど集まつた場合、一人が毎日、米一升を消費したとすれば、一日で米が十石も必要となる。百日で米千石となる。このように類推すれば何十倍・何百倍にもなるであらう。豐作の時はまだ比較的安泰で何事もないであらうが、もし水・旱害で不作になつた年には、村々の人民は、どうして安堵しておられようか。しかも開拓事業の成否が明らかになるのは、はるか先のことで必ずそうなるとも限らない。百年あまりの封禁による太平を座して享受してきた民は、まず取り残されて涙することになる。

この議論は、先に紹介した鉛鑛山の採掘に關する陳弘謀の上奏で展開された開採論にまっ向から對立するものである。

五が示した弛禁に對する危惧を整理すると、以下⁽²²⁾のようになるであろう。山地の開発にあたつては、本地の財力ではまかないきれず、地域外から商業資本が資金を提供する必要がある。商業資本は一定程度以上の利益を求めるため、陳弘謀が想定した以上の規模で開發が進められる。こうした開發は本地人では擔えない。したがつて勞働力が流入し、本地の食糧生産では支えきれなくなるというのである。確かに陳が陝西省で展開した山地開發では、本地人による本地人のための開發という枠がはめられていた。しかし、乾隆中期の社會經濟のなかで、陳の見通しがどれほど有効であつたのが、ここで問われているのである。

五の議論は乾隆二十一年の江西巡撫・胡寶瑑による上奏⁽²³⁾に反映され、封禁策の徹底化が進められることになった。胡の提案は、封禁區域の境界を柵で仕切り、附近の棚民の責任者に監視する役割を負わせる、さらに駐在所を置き巡回を行わせるというものである。すでに境界のなかに入っている棚民には福建人が多く、惡人が善良かの區別もつかず問題を引き起こす可能性があるので、強制的に退去させるともある。

胡の上奏は「議する所のごとく行え」という乾隆帝の朱批を得て承認されたものの、上から實施された封禁策は、持續することが困難であつた。嘉慶一四年から二〇年にかけて廣信知府の任にあつた王賡言によると、山地に入る隘路に駐在所が置かれ、着任した巡撫が閩兵し、九江總鎮が毎年秋冬のときに自ら山中に赴いて細かく調査することになつてはいたしかし、年を経るに従つて形骸化し、通り一遍の視察を行うだけで長く止まることもなく、境界を仕切る壁壘がいたずらに新しくなるばかりで、實效性を失つていった。取り締まりの責務が重くなればなるほど、彌縫の術がいつそう手の込んだものになるばかりであつたという。封禁區域を取り圍んで住むものは、山が隣接していることをいいことに、境界を越えて勝手に土地を開墾し、附近の山林を勝手に切つたり焼いたりする。こうして得たところの資金を警備にあたる兵士や書吏に付け届けて結託し、庇護を受けた。こうして封禁山は土着の有力者が利益を漁る土地になつてしまつたという。

王は山地を無人にしようとするとともに、封禁策の矛盾があるとする。住民がいなことを前提としているために、不

法流入者の摘發に地域在住者の協力を得ることができず、兵士が擔うことになる。しかし駐在している兵士は、本隊から離れているために、賄賂を受けて不法な土地利用を見逃し、訓練も疎かになるのである。こうした現状を踏まえた上で、王は弛禁すべきであると述べ、その理由を六條にまとめている。その要點は、山地の開発を公認し、山地への流入者を保甲に編成して治安を維持するといふものである。その見解には、陳弘謀の開採論に見られるような「興利」の視點が缺けている。實際に王自身が自らの提案について、「利」といふものは興せば良いといふものではなく、棄てないようにすべきものであり、害といふものは防げばよいといふものではなく、除くべきものである」と性格づけている。恒産となりうる産業を振興しようとする理念はなく、現状に對する對處療法として、弛禁策を提起しているに過ぎない。この點で、開採策と弛禁策とを、區別する必要がある。なお、王は弛禁したあとに山地で栽培できる作物として、包穀（トウモロコシ）・蕃藷（サツマイモ）・茶子（アブラツバキ）・竹糸（竹籠などの原料となる竹）などを擧げている。これらの作物は、すでに近隣の山地で栽培されていたものである。

王の提案は受け入れられず、十九世紀に入つて事態はいつそう深刻化してゆく。廣信知府の蔣繼洙⁽²⁴⁾によると、乾隆年間⁽²⁵⁾に陳弘謀が銅塘山の開採を論じたときには、すでに近くの山地に入つていた棚民が封禁區域内に立ち入り、伐採や開墾を進めていたといふ。封禁とは名ばかりで實效はなかった。巡撫の胡寶瑤の上奏のなかで、封禁區域を示す碑を建てるとあるものは、もともとの境界よりもかなり山中に入つた地點に設けられていた。封禁區域は周邊部からのなほ崩し的な開發にさらされ、縮小していたのである。その後も棚民の流入は止まらず、同治年間になるころには三百餘里あつた封禁區域は、三分の一度程度になつていた。上饒知縣の王恩溥が執筆した「稟請銅塘山弛禁稿」によると、咸豐年間⁽²⁶⁾に太平天國による動亂を避けて山地に入るものが少なくなつたとある。封禁區域内で數十年を経た家が、上饒縣所轄地で六百戸、廣豐縣所轄地で二百戸を下らず、人口も六千から七千人を數え、棚民と呼べるような假設の小屋を掛けてゐるものは二割程度に減少し、大半はしっかりとした家構えを持つようになっていたといふ。銅塘山の中心部、五諾壘が木の根が絡み合う土

地として描いた西坑から餘坪地を経て銅塘心にいたる土地からは、森林と呼べる植生は姿を消していた。

事態がここにいたって、弛禁論が現状追認という形で提起されるようになった。王恩溥は、五項目に分けて弛禁の可能性と必要性を論じている。その第一項では、なし崩しの開發が、山地の状況を變化させたことを指摘する。この山地はかつては木々が膨れて曲がりくねり、藪が茂って人跡が及ばず、奸惡なものが潜みやすかった。そのために弛禁策よりも封禁策のほうが適していた。しかし、今では樹木が切り倒され、山麓が開削され、かつては望むことはできても近づくことができなかった岩壁にも、道がつけられ山をめぐって下り、往來するものも引きも切らず、昔の状況とは一變してしまつたという。第二項では、食糧問題である。かつては穀物生産の條件が整っていなかったため、開發を進めると入植者は自らの食糧を購買しなければならず、開墾者を募集するためには賃金を支給しなければならなかった。しかし、年月を経て千餘畝の水田が開かれ、民を招いて開墾を認めることが煩わしくなくなったとのべる。開發を小農的經營に委ねることが可能になったという判断を、ここに見いだすことができる。第三項では、さらに居民が生産する米穀・雜糧は自給量を上回り、域外へも搬出していると述べ、正式に弛禁することでその生産を公認し、國賦をも増やすことが可能であるとする。

銅塘山が封禁とされた治安問題については、第四項と第五項において以下のように述べる。以前とは異なり、すでに開發が進んでいる状況のもとでは、匪が域内に潜入することは難しくなっている。封禁區域に入った民を容赦しようとしなるとすれば、それは原則に拘泥するだけのことで、かえって實狀に合わない。いたずらに封禁の形を整えようとして居民を不安にさせるよりも、居民を認めて安定させたほうが、外部から不法者が流入することを防ぐことができる。また、封禁區域内の交通路が整ったために、人命・盜難などの事件が発生しても、すみやかに對處できる。

數百年ものあいだ續いてきた封禁を解除することは、官僚にとつては容易なことではなかったようである。洋務官僚として強い指導力を發揮した劉坤一は、同治五年に銅塘山を調査させ、道光年間に水害に見舞われた貧民が山地に流入し、

封禁区域内に居住する棚民が、上饒縣側で五六一戸、廣豐縣側で一四四戸あること、そのなかに齋教など祕密宗教に關わる匪類は混入していないことなどを確認している。太平天國時期の混亂を避けて山地に流入したものも少なくなく、開發が進み、もはや封禁区域内の居民を排除することは、かえって社會不安を増大させることが豫測された。こうした狀況を追認する形で、同治八年、ようやく封禁は解除された。この時点で開墾されていた耕地面積は、上饒縣側で七頃三五畝あまり、廣豐縣側で二頃一六畝あまりとなっていた。

四 生態環境と知覺

江西巡撫という同一の立場から、銅塘山という同一の山地に對して、陳弘謀と胡寶瑔とがそれぞれ乾隆八年三月と乾隆二十二年二月に行った現地視察に基づいて描き出した環境の描寫を、ここであらためて比較してみよう。陳弘謀はその開採論のなかで銅塘山について⁽²⁶⁾

封禁山の内は、草木が生い茂り、道は險しいが、山は深く廣々としている。溪流は曲がりくねっているが、内には田地がある。段丘のあるところでは、できる限り耕地にすべきである。それ以外のところもまた、藍の種をまき、麻を栽培し、蔬菜を植えられる。杉(コウヨウザン、學名 *Cunninghamia lanceolata*) や楠(ナンボク、學名 *Phoebe* sp.) といった良い木は少ないとはいへ、雜木や竹が繁茂を極めてゐる。溪谷は流れに沿って下れば「山地から」出ており、「森林資源は」みな大河に運ぶことができる。

陳の視察から一三年後に銅塘山に入った胡寶瑔は、その封禁論のなかで、⁽²⁷⁾

ところどころに細かく分散した平地があるものの、ともに多くはない。その「山地にはえる」樹木には良い材はまったくなく、腫れあがり絡み合つて險しい嶺や深い谷に覆い被さっている。山の裾は複雑に入り組み、その多くは溪谷で隔てられている。増水すれば溢れて道はなくなり、山の道は切り立ち、ツタをよじ登り木を支えにして、ようやく

登攀することができるようなもので、一本の道が危うく通り、數歩行けば屈曲するため、あちらとこちらとは見通しがきかない。さらにその土地はみな砂や石で、携帯した食料でなければ食いつなぐことはできない。ただその入山の路を禁絶することで、はじめて安靜にすることができる。

と述べる。この二つの文章を読み比べてみると、山地の險しさ溪谷の深さなど共通の景觀に向き合いながらも、それぞれが讀み取るものはこととなっている。陳は開採の可能性をそこに發見し、胡は封禁の必要性を感知した。

陳弘謀が銅塘山のなかで開採可能性を知覺した理由を考察するとき、一個の人間としてではなく官僚として、銅塘山の生態環境に立っていたことに注意を向ける必要がある。彼の身體は上は皇帝から下は知縣に及ぶ官僚機構によって支えられていた。先に述べたように、陳は江西省の巡撫になるとすぐに「飭畫輿圖論」と「諭各屬登覆地方事宜」を知州縣に對して出し、各地の情報を集めようとした。情報の収集を擔わされることで、知州縣は管轄區域内の問題に對して、對處する責務をも負わされた。具體的な方策もまた、巡撫のもとに集約されることとなったのである。こうした指示と報告のやり取りのなかで、巡撫を中樞とし知州縣を末端とする機能的かつ機動的な身體的な官僚組織が形成された。山地開發については、陳の江西巡撫在任中には、具體的な成果を舉げることはなかったものの、同様の行政手法を繰り出して陝西省を統治した時期には、知縣が試みていた山蠶の飼育を陝西省南部の山地において全面的に展開するなど、實質的な成果を舉げること成功している。

陳の開採論は先に紹介したように、竹木を伐採して收益し、そのあとに傾斜地でも栽培可能なりユウキュウアイなどの作物の栽培を進め、地形に應じて水田や畑地を開くとあり、段階を踏みながら開採を展開するとある。そのプランはきわめて動的である。陳は開採論のまとめとして、

臣が愚かにも考えるところ、もし鑛山を開き木材を取つて公に充てることができないのであれば、「この山を開採することは」混亂を招き益の無いことになり、開くべきではない。もし民に「業」とさせて「生」に資するようなこと

があれば、これを開くことは實に益があると言えよう。

と述べている。⁽²⁸⁾ 開採の目的は、山地を「業」に変えるところにあり、業となった山地は人民の「生」を支えることとなる。業とは収益可能性であり、それが國家によって認知されると收税の根據となり、「升科」(起科)すなわち新たに業となった土地に一定の年限を過ぎてから正式に課税されることとなる。陳はその年限を十年としている。土地が有するこの課税可能性が、國家が土地の収益權を開墾者に認める根據となるのである。

一方、封禁を唱える胡寶琮⁽²⁹⁾は、

近年また「銅塘山を」開くことを議論するものがある。それはおそらく開墾・栽培の助けとなり、木材が伐採でき、鑽石を製鍊できるような自然の利があるとするからであろう。「そのような議論するものは」みな自ら視察したことがないために、ついに山に取り圍まれた内に地味豊かな平野があるにちがいないと疑うようになり、開墾できる土地がなく、利用できる木材はなく、土を掘って試験しても鑛脈の露頭もないことを知らないのである。

胡の封禁論の基礎になる生態環境に對する知覺は、陳弘謀と比較してみると、きわめて靜的であることがわかる。換言すれば、目の前にある生態環境を知覺するにとどまり、人の手が加わることで景觀がどのように變化しうるかを知覺できなかったのである。のちの銅塘山における開發の狀況を見るならば、胡の見込みは誤っていたことになる。この知覺の差は、陳が知州・知縣が発する情報を取り込みつつ、刻々と變化する事態に即應できる官僚機構を組織できたのに對し、胡は上意下達でしか動かない標準的な官僚機構しか持てなかったことに由來する。その後の銅塘山において進展したなし崩しの開發の結果、耕地が開かれ住民が暮らし、物産が搬出される狀況が成立している。陳が知覺した開採可能性は、銅塘山の環境に實在していたことになる。

銅塘山の場合、陳のあとの巡撫が開採可能性を知覺できず、公的には伐採・開墾を認めない方策を採ったために、周邊から棚民が非合法に流入し、なし崩し的に開發が進むことで、かえって生態環境を破壊する結果となつてしまった。非合

法的に山地を開發すれば、開採可能性を統治者が知覺しなかつたために課税されることもなく、その利益は開發したものの手元にそっくり残ることになる。兵員を封禁區域の入口に配置して開發を抑止しようとはしたものの、開採が生む利益の一部分が駐在する兵員を懷柔するために用いられ、封禁は抜け穴だらけとなつてしまつたのである。開發した棚民から見れば、國家に對して正規の税を納める代わりに、駐在員に付け届けを行つてゐるに過ぎない。

しかし、封禁策が常に失敗に終わるわけではない。清代の封禁に關する史料を集めると、さまざまなレベルの封禁が行われていた。山間の集落では、村の風水を保つために、後龍山や水口林を封禁することが少なかつた。後龍山とは村域の背後にあつて龍脈を介して氣を供給する尾根であり、水口林とは村域を貫通する河川の出口にあたる地點である。これらの鄉村レベルの封禁は、その集落に居住する住民が、宗族集團の族規ないし地縁組織の郷約に基づいて維持されてゐた。多様な封禁のなかで、銅塘山での封禁策の限界を浮き上がらせる事例として、最後に江西省の九嶺山における封禁を見ておきたい。⁽³⁰⁾

九嶺山は江西省の平野から望まれる山地で、そこを越えれば湖南省となつた。九嶺山は、銅塘山と同様に省境の近くの山地である。標高一四四五・二メートルの石花尖の周邊に廣がる標高千メートルほどの山地であり、容易に開發にさらされそうな立地でありながら開發が抑止され、生態環境が保全されてゐた。この山地にはもともと居民がおり、明初には居民は四姓、田土は百餘頃で、住民は六戸に編成されて里甲制のもとに置かれてゐた。そこに明代中期ごろに福建省から棚民が流入し、リュウキュウアイなどを栽培するようになった。萬曆二年（一五七四）に李大鑿が棚民を糾合して蜂起し、數年にわたつて勢力を維持した。この反亂を鎮壓したのちに、王朝政府は住民を立ち退かせ、山地の中心地である黃岡洞と呼ばれる區域を萬曆四年に封禁にした。この封禁策が清代にも引き繼がれたのである。

明代の封禁が連續しているという點、封禁の理由が治安維持に置かれていたという點などは、銅塘山と共通している。また、銅塘山では明代の封禁以前に山中の土地に課せられていた七十石の税糧が、山地を所轄する上饒縣の耕地全體に均

等に割り當てられた。九嶺山の場合でも、明代には居民がおり税糧が課せられていたことが封禁策の出発點に位置づけられている。封禁とした黃岡洞について以前から文冊に田糧が記載されており、そこに課派されている税糧は、萬曆九年に封禁區域が屬する新昌縣の田地に均等に割り當てるという處置を採り、「洞中の田産はむしろ荒れさせ、その畝は合邑で均攤し包賠する」となった。清代に代わった後も、封禁區域の税糧を縣が代納し續けていた。このように封禁の理由や經緯を比較すると、二つの山地には共通點が多い。しかし、その後の展開は大きく異なった。

康熙三十二年（一六八三）に、江西省高安縣出身の彭朝七などが山地内の土地に對する古い契約書をより所として、九嶺山に入り竹木を伐採し、山中に巨大な假設の廠を建てるという事態が発生した。これに對して、新昌縣の「紳士・耆里」と呼ばれる地域エリート・在地指導層が動き、知縣に働きかけて上級官署において審査を仰ぐこととなった。按察使のもとで出された判決⁽³¹⁾には、新昌縣の舉人・生員・鄉耆・里民などが連名で告訴したとある。郷紳層から村落住民までも巻き込んだ廣範な社會層が、封禁がなし崩しになることに反對の立場をとったことが窺われる。彼らの主張は、封禁區域の税糧は縣の地主が負擔することで私的な權利は抹消されており、伐採のより所となった契約書は反故となつてゐるというものであつた。訴訟の結果、彭朝七などは不法に封禁區域において伐採を行ったとされ、律に照らして斷罪された。黃岡洞の入り口は封鎖され、再び開けることを許さないという方針が確認されたのである。

この裁判に關わつた新昌縣知縣は、訴訟を擔つた在地の指導層の意圖について、次のようにおもんばかつてゐる。⁽³²⁾

隆慶・萬曆年間に賊寇は險しい地形に籠もつて、兩省（江西と湖南）に害を與え、掃討することがほとんど難しかった。このために縣全體で公に議論し（原文——合縣公議）、洞中の居民を移出させて、すべての田糧を縣全體に均等に割り當て全體で負擔することとし（原文——均攤一邑公賠）、石に刻んで永遠に許可なく入山することを禁止し、違反者は必ず懲らしめることとした。これはもともと災いを防ぎ、謀反者を防ぐ方策なのである。もし禁令を奉じて亂を終わらせるのであれば、洞中の居民はどうして業を捨てて移出することを受け入れるであらうか、また縣全體の里

遞（村落の責任者）もまたどうして税負擔を請け負うことに甘んじたであろうか。

この知縣の言葉から窺われることは、九嶺山の封禁策が、税糧支拂いになつた地主・自作農民層の同意に支えらることによって達成され維持されているという點である。

九嶺山における封禁について、その対象區域の開採可能性は地域住民にとって自明に屬する事柄であつた。封禁以前に耕地があり、業として收益權も確立しており、税の負擔も生じていたためである。封禁策の實施は、この可能性をあえて放棄することが地域社會にとつて利益をもたらすという意識を生み出した。しかも、縣内の税糧負擔者全體が保有する土地面積に應じて封禁區域の開採可能性に由來する税糧を代納することで、封禁に對する「公」的な認識が生成し、封禁を持續させたのである。九嶺山の中核部は現在、自然保護區に指定されている。

他方、銅塘山の事例でも、封禁區域にもともとあつた耕地に課せられていた税糧を、縣全體で負擔するという事實があつたものの、それを封禁の持續につなぐことができなかった。その理由として、税糧負擔者の意識を「公議」と呼ばれるような共通の認識にまで高められなかつたことが挙げられる。税糧負擔が輕かつたため、意識に上ることがなかつたこと、また地方官が封禁に對する意識を、税糧負擔者のあいだに喚起できなかったことなどの背景を、考慮に入れる必要があるであらう。

おわりに

銅塘山の生態環境は、封禁策が採られたにもかかわらず、外地からの流入者による蠶食にさらされた。その理由は、土地の價值を地方官ならびに地域エリート層が知覺できなかったことに求められる。開採により經濟的な價值が發現すると知覺されるならば、地域住民が開採を擔い、山地は恒産となり得た。あるいは價值があるからこそ、その經濟的な利益をあえて放棄することで、社會的な安定などの經濟外的な價值を保持するという道筋もあつた。陳弘謀は「興利」を圖るこ

とで、価値を知覚することができた。しかし、胡寶琮などの他の地方官は、目の前の山の険しさにたじろぐばかりで、その価値を知覚できなかった。

本稿で取り上げた江西省の銅塘山および九嶺山での封禁は、いずれも治安維持の観点から実施されたものであり、環境保全という視点を缺いていた。九嶺山の場合は、山地を域内とする縣全體で封禁區域の稅糧を負擔することが、縣内の稅糧を擔う地主層を中心に在地の自作農民をも含む廣範な住民のあいだに、封禁の可否を地域住民全體の問題として捉える意識を生み出し、史料に「合縣公議」と記されるような世論を形成する根據となった。他方、銅塘山の場合は、こうした「合縣公議」を形成することはできず、なし崩しの開發を抑制することはできなかった。二つの山地に見られる差は、地域住民を封禁をめぐる議論に巻き込めるか否かに起因する。

稅負擔が環境の保全に結びつくか否かの分岐點は、縣全體の稅糧負擔者が代納した封禁區域の稅糧が、人々の意識を喚起するほどの負擔感を伴うほど多いものなのか、些少な追加稅として意識に登らないほど少ないものなのか、という量的な差異にあるものと考えられる。經濟學的な物言いをするならば、山地に内在する價值と稅負擔とが乖離した場合は、封禁の持續はおぼつかず、稅糧額が山地の價值を反映するものであれば、封禁は維持されるということになる。目には見えない生態環境の價值が、社會的に顯在化される仕組みとして、「均攤」がある。

環境史研究のなかで、これまで封禁は即ち環境の保全であると評價されることが多かった。しかし、封禁が持續可能なものか見極めるためには、それぞれの時代の稅糧負擔や行政手法の實狀のなかで、施策の行方を追って行かなければならない。生態環境史の研究は、自然と人間との關係を、その歴史的文脈から切り離すことなく検討するものでなければならぬのである。

註

- (1) 岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論社、一九九八年。

- (2) Dunstan, Helen, "Official Thinking on Environmental Issues and the State's Environmental Roles in Eighteenth-Century China," in Mark Elvin and Liu T'si-jung eds, *Sediments of Time: Environment and Society in Chinese History* (Cambridge, Cambridge University Press, 1998), pp585-614.

- (3) 『(同治)上饒縣志』卷五、阨塞。

今一旦輕議開採、是啓奸人之亂謀耳。況其中所產木植、不過腫腫樗櫟、原無合用之材、兼以巖巖險峻、猛獸叢居、溪澗不通、道路曲折。不但開採有百害而無一利。且恐徒挑釁隙而無實效等因。

- (4) 『(同治)上饒縣志』卷五、阨塞。

附山百里、人烟杳絕、即所產者、盡係良材、亦且人苦於登攀、木難於出水。況所產不過松楓樗櫟、竝無棟梁者乎。若開採一行、其徒費金錢、罔裨實用、猶可言也。

- (5) 中國第一歷史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第四冊、江蘇古籍出版社、第四一七番。

再查封禁之地、在上饒縣界內、共計田地塘柒拾餘石、概禁耕種居住、其糧均派通縣完納。前明相沿至今無異。山雖封禁、糧仍均完、亦非無糧之田土也。臣到江西、聞有封禁之名、即備查細訪此山。開則擾累、禁則安寧、歷有成案、確鑿可據。且非但採銅採木虛名、招匪固不可開、

即中田土原係天朝腹地版圖、賦額無虧。現在地方寧謐。一動不如一靜、似又無可開增也。

- (6) 同前書。「當開因循不得、當禁輕動不得。若不存貪利圖功之念、爲地方興利除弊、何事即不可爲也。余在卿等秉公相度時宜斟酌、即爲之」。なお『清史稿』列傳七十九に收められている裴の傳も、この銅塘山をめぐる上奏と雍正帝の朱批に言及している。

- (7) 中國第一歷史檔案館編『乾隆朝上諭檔』第一冊、新華書店北京發行所、第二〇二四番。

國家承平日久、生齒日繁。凡資生養贍之源、不可不爲亟講。夫小民趨利、如鶩。亦豈甘爲惰窳、舉山林川澤、天地自然之利、委爲棄壤哉。良以疏闢之初、豪強既羣起而爭。管業之後、奸民又多方戕賊。地方有司、每視爲貴產細故、不爲申理。此所以寧荒其業耳。

- (8) 『皇清奏議』卷三九。

巡撫江西等處地方提督軍務兼理糧餉都察院右副都御史臣陳弘謀謹奏、爲請開山林之例以養民生事。竊惟盛世滋生戶口日煩、小民衣食之源、所宜急講。我皇上宵旰勤求孜孜罔懈、特頒諭旨廣山澤之利、飭令因地制宜及時經理、無非爲民籌日用飲食之事。……(中略)……

一、廣信府有銅山塘、坐落上饒廣豐一縣、週遭數百里。自明正統間、有奸匪盤踞。賊平之後、遂將此山、盡行封禁。因名曰封禁山。自此耕鑿芻牧之地、盡爲覬覦麋鹿之場矣。臣到江西採訪輿論、咸以此山允宜開禁、以惠窮民。

- ……(中略)……若得弛其封禁、聽民認界。開採始則採伐竹木。竹木既盡、其地即可種植、有水可以成田、無水可以成地。十年之後、漸成沃壤、然後升科。此外藝麻種靛、栽植蔬果之類、均可獲利資生。目下招墾、須擇本地良民、取具甘結。其外來奸匪、不許混入。……(中略)……慎選本地殷實良民爲頭、招募本地民夫。開採以本地之民、開本地之廠、不慮其來歷不明。江西本產米之鄉。今以本地之人食本地之米、可無米貴之患、又不動支工本、聽民出資開採、有利而來、無利而去、亦無易聚難散之患。……(下略)
- (9) 『培遠堂偶存稿』文徽卷二二。
- (10) 『培遠堂偶存稿』文徽卷二二。
- (11) 『培遠堂偶存稿』文徽卷二二。
- 一該屬有無流寓棚民、現在是否安靜。或有行兇爲匪、焚寮拒告等事。作何稽查約束。所設棚長以及山主・地主、是否俱能守法、實力編查。
- (12) 『培遠堂偶存稿』文徽卷二二。
- 一境內高阜山田約十分之幾、係幾何都里。……(中略)……高阜者或開塘池以資灌溉、或砌礮礮以防冲決。歷年有無山水冲壓之事。
- (13) Rowe, William T., *Saving the World: Chen Hongmou and Elite Consciousness in Eighteenth-Century China* (Stanford, Stanford University Press, 2001), pp.356-357.
- (14) 『培遠堂偶存稿』文徽卷一七。
- 一山勢止畫大概、列出名目、考定起止。竝註明土山・石山・有樹者、繪入。
- (15) 『培遠堂偶存稿』文徽卷一七。
- 一境內山坡嶺側、有無可墾之土、報墾者作何認墾、如何查勘給照、以杜隱佔爭奪作。何分別免科、以鼓舞開墾。買賣田產、有無告找告贖之事、以何爲斷。將何立法、以清弊端。
- (16) Rowe, Ibid., p.360.
- (17) 上田信「中國における生態システムと山區經濟——秦嶺山脈の事例から」、溝口雄三ほか編『長期社會變動』東京大學出版會、一九九四年、一〇八一—一三頁。
- (18) 『培遠堂偶存稿』文徽卷二七。
- (19) Rowe, Ibid., p.162.
- (20) 『(同治)上饒縣志』卷五、扼塞。
- 但思歷來所以封禁之由、蓋緣野無可開之田地、無可產之利、而深山窮谷、實爲藏垢納污之所、與其弛禁有莫辨之姦良。
- (21) 『(同治)上饒縣志』卷五、扼塞。
- 廣信壤地褊小尤江右之瘠區。一年所產米穀、不敷一年之食、全賴外運接濟。一經弛禁、荒地必召墾伐木、必召商盈千累百、聚雜多人。姑以千人論、計口而食、每人每日需米一升、則一日需米十碩、百日需米千碩。以此類推、什伯倍蓰。在時和年豐之時、或可相安無事。儻遇水旱不齊之年、閭閻蒼生、曷能安堵。是開疆拓土、有無成效、尚在遙遙莫必、而將坐享百餘年封禁昇平之民、先有向隅之泣。
- (22) 『(同治)上饒縣志』卷五、扼塞。

(23) 【(同治) 上饒縣志】卷五、阨塞。

(24) 【(同治) 上饒縣志】卷五、阨塞。

(25) 【(同治) 上饒縣志】卷五、阨塞。

(26) 【皇清奏議】卷三九。

封禁山之內、草木叢密、路經崎嶇、山深廣濶、澗水繁紆、內中有田地、邱段尙存者、儘可爲田。其餘亦可種靛栽麻、并植蔬果。雖南杉楠佳木、而雜樹竹木極其煩茂。山澗水溝順流而出、皆可運至大河。

(27) 【(同治) 上饒縣志】卷五、阨塞。

間有零星平地、俱屬無多。其樹木竝無良材、腫腫糾蟠、蔚翳於峻嶺幽壑之間、而山趾錯接、多隔澗溪。水漲則瀾漫無路。山徑壁陡攀援木、方可登陟。而一線懸通數武曲折、彼此卽不相睹。且地皆砂石非裹糧無以爲生。惟禁絕其入山之路、始可肅靜。

(28) 【皇清奏議】卷三九。

臣愚以爲、此山若不開礦取木充公、則滋擾無益、可以不開。若聽民爲業資生、則開之寔爲有益也。

(29) 【(同治) 上饒縣志】卷五、阨塞。

近年復有議開者。蓋亦以自然之利、可資墾種、可採木植、可煎礦砂。皆未嘗身親目覩。遂疑環山之內、當有沃壤平原、不知旣無可墾之地、亦無可用之材。挖土試驗又無礦

苗。

(30) 上田信「山林權屬」と森林保護——一六世紀—現代、

九嶺山の事例——「現代中國研究」第二號、一九九八年、一四—三一頁。

(31) 【(同治) 新昌縣志】卷八、分汛。

(32) 【(同治) 新昌縣志】卷八、分汛。

隆萬年間、賊寇負嵎盤踞、爲害兩省、幾難勦滅。是以合縣公議、將洞中居民遷出、所有田糧、均攤一邑公賠。勒石永禁、無許入山。有犯必懲、原爲杜患防奸之計。若非奉禁彌亂、洞中居民、何肯棄業遷居、通邑里遞、又何甘攤課包賠也。

(33) 生態環境史については、上田信「生態環境の歴史——中國研究からの提言」社會經濟誌學會編「社會經濟史學の課題と展望」有斐閣、二〇〇二年、一〇五—一一八頁を参照のこと。

【追記】

本稿の執筆に當たっては、立教大學大学院「東洋史特殊研究」(二〇〇一—二〇二年度)で進めた『培遠堂偶存稿』をテキストにした演習において、参加者(特に、沼尻政徳・倉橋圭子の兩氏)が行った報告と議論から多くの示唆を受けた。

because of its close tie to Sa skya pa. The conferment of the Zan shan wang title on the Gling tshang was merely one of numerous acts acknowledging the administrative order in Tibet, which had already been established by the Yuan dynasty. Sources concerning the Gling tshang in the *Ming shilu* reveal that the Gling tshang enjoyed its prestigious status and various privileges continuously and maintained its tributary relation to the Ming court through the entire period of the dynasty. Its relationship with the Ming was neither always peaceful nor limited to the Tea-Horse Trade. Also, other branches of the Gling tshang family in addition to the Zan shan wang branch were also involved in the power plays of the Ming court. These facts reflect the so-called divide-and-rule policy of the Ming dynasty towards Tibet on the one hand and the eventual decline of the Gling tshang principality on the other.

PROHIBITION, PLANNING AND THE DEREGULATION OF ACCESS TO NATURAL RESOURCES: THE DEVELOPMENT OF THE MOUNTAINOUS AREAS IN JIANGXI IN THE MID-QING

UEDA Makoto

Various studies in recent years have indicated that the so-called “prosperous age” 盛世 of the mid-Qing of the 18th century was brought to a close by the ecological limits of exploitation. In order to explore this issue historically, it is necessary to clarify the perceptions of the people at the time of the ecological limits of exploitation. The responses to the ecological limits of exploitation during the Qing dynasty were shaped by three factors pulling in different directions, i.e., the prohibition of access to natural resources, *fengjin* 封禁, the promotion of planned development, *kaicai* 開採, and the deregulation of the prohibition to the access to natural resources, *chijin* 馳禁. I have attempted to clarify the perceptual systems that upheld arguments for each response and their relations to the methods of administrative policy.

The Tongtangshan 銅塘山 dealt with in this article was called a “prohibited mountain,” because access to its resources was prohibited during the Ming dynasty in order to preserve public peace. The policy of prohibiting development was carried on during the Qing. When the rule of emperor Qianlong commenced, even the officials of the central government became conscious of the rise in the cost of food, and the planned development of natural resources began to be advocated.

Receiving these demands from the central government, Chen Hongmou 陳弘謀, who was known as a capable bureaucrat, submitted a plan for the development of Tongtangshan to the throne. He deciphered the complex geography of the mountainous region and proposed the cultivation of crops suited to each environment. The crux of Chen's development plan was to limit those who were to reclaim the land to local residents. His aim was to transform the mountainous land into sustainable property, *heng-ye* 恆業.

Within Chen Hongmou's argument for deregulation, his writings on the mountainous areas are quite detailed. He pointed out that it was possible to develop the land according to the character of the terrain and to cultivate crops, and that much wealth could be created by choosing crops that could be introduced under mountainous conditions. Chen's argument had been supported by the methods of administration built up while he served as the provincial governor, *xunfu* 巡撫, of Jiangxi. He determined regional administrative policy after receiving reports of investigations of local conditions and maps that he had commissioned by the magistrates of the localities that were under his jurisdiction. The administrative methods developed in the administration of Jiangxi were fully deployed in Shaanxi, his next assignment. By comparing the categories in the reports issued shortly after his appointment to Jiangxi and those after taking office in Shaanxi, one sees that he had deepened his awareness of the development of mountainous regions while ruling in Jiangxi. It is clear, for example, that he had come to grasp the vegetation of mountainous regions and had become intensely aware of the necessity of its link to land rights.

The policies that Chen issued in regard to planned development were not the traditional agronomism grounded Confucian thought. They were intended to solve the "food" problem by providing the people the power to buy and sell land in order to promote commercial activity. The development of mountainous lands was not simply aimed at increasing the volume of arable land; it was also intended to put the various resources of the forests to use in establishing industry.

The argument that Chen Hongmou advanced for planned development was, nevertheless, never put into practice. A summary of the dangers as they would have been construed by local officials in regard to the development of the mountainous regions would probably include the following. In developing mountainous regions, local financing would prove inadequate, and it would be necessary for commercial capital from outside the region to provide funding. In order to seek profit beyond a fixed level, commercial capital would then promote development on scale greater than the level that had been envisioned by Chen Hongmou. This

sort of development could not be sustained by the local populace. Therefore, a labor force would flow into the area, and the local food sources would be unable to support them. So the arguments must have gone, and the prohibition on the access to the resources of Tongtangshan continued.

As the years went by, the policy of prohibiting access to resources grew increasingly hollow. Living in an area adjacent to the prohibited region became an advantage, as people willfully violated the border in order to develop new lands and burned or cut the woods at will. The monies attained in this manner would be paid to the soldiers and officials who were ostensibly guarding the lands. The prohibited areas were whittled away by development from the surrounding territories.

With the coming of the 19th century and change in the era name to Jiaqing, the argument for deregulation came to be instituted in the form of a confirmation of the existing reality. This argument was not advanced with any conception of promoting sustainable industries. Its institution was no more than as a stopgap remedy for the current situation. Although conscious of the problem, it had been nearly impossible for the bureaucratic apparatus to relax the prohibition that had been in place for hundreds of years. The prohibition on access to Tongtangshan was finally removed in 1869 after Taipingtianguo. By this time the capacity of the environment had already been degraded by unplanned development.

The reason that Chen Hongmou was able to perceive the possibility of developing the Tongtangshan area can be laid to the fact that it was grounded on his knowledge of the environmental capacity of Tongtangshan, which he had attained in his capacity of a bureaucrat and not as an individual person. Through communications with local officials in reports etc., a functional and substantive bureaucratic organization was formed with the provincial governor at its hub and district magistrates at the outer rim. Chen by taking in information generated by local officials created a bureaucratic organization able to adapt to ever changing realities. Regional officials other than Chen who advocated a policy of prohibition could only perceive the capacity of the environment before their own eyes and could not conceive of how the scene might be changed by human intervention. The cause for this may be discovered in the fact most regional officials were organized in the standard bureaucratic structure that only served to convey the will of superiors on down to inferiors.

Whether capacity of the environment could be preserved or not depended on whether the potentialities of development of the land could be perceived. In the case of Tongtangshan, unplanned developed proceeded because the successor to Chen Hongmou could not perceive its potential, and the capacity of the environ-

ment was degraded. In contrast, Jiulingshan 九嶺山 in Jiangxi was, like Tongtangshan, designated a prohibited mountain due to consideration of public order during the Ming. But the fact that the target area possessed the potential for development was clear to residents of other regions because prior to the designation, areas of cultivation had already existed, the right to the profits had been established, and a tax burden created. The implementation of the policy of prohibiting access to resources awakened a realization that by venturing to abandon this potential, it might profit the local society. In the district in which Jiulingshan was located, the amount of tax based on the potentiality of development of the prohibited area was paid instead on the basis of the entire area owned by all those with a tax burden. As a result, a public consciousness regarding the prohibited land was born, and the prohibition on access was maintained. The central area of Jiulingshan is even today a designated nature reserve.

Although the policy of prohibition to the access of resources was implemented in regard to the environmental potential of Tongtangshan, those resources were gobbled up by interlopers from other regions. The reason for this was that regional officials and elites were unable to perceive the value of mountainous lands. If they had perceived the creation of economic value through planned development, the residents of the region would have shouldered the burden of development themselves and attained regular employment in the mountains. Others, precisely because they realized there was such value and yet ventured to abandon economic profit, were able to preserve values other than economic ones, such as social stability.

In the study of the history of the environment, the prohibition of access to resources has often been judged as preservation of the environment. However, to determine whether it was possible to maintain the prohibition over time, one must pursue the implementation of the policy within the reality of methods of administration and tax burden in each historical period. The study of the ecological history must be investigated within the historical circumstances.